

新たに食品営業を始める皆様へ

次の営業を行うためには、**食品衛生法に基づく営業許可**が必要です。

業種（32業種）

| | | |
|--|-----------------|---------------|
| 1 飲食店営業 | 11 菓子製造業 | 22 豆腐製造業 |
| 2 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 12 アイスcream類製造業 | 23 納豆製造業 |
| 3 食肉販売業 | 13 乳製品製造業 | 24 麺類製造業 |
| 4 魚介類販売業 | 14 清涼飲料水製造業 | 25 そうざい製造業 |
| 5 魚介類競り売り営業 | 15 食肉製品製造業 | 26 複合型そうざい製造業 |
| 6 集乳業 | 16 水産製品製造業 | 27 冷凍食品製造業 |
| 7 乳処理業 | 17 冰雪製造業 | 28 複合型冷凍食品製造業 |
| 8 特別牛乳搾取処理業 | 18 液卵製造業 | 29 漬物製造業 |
| 9 食肉処理業 | 19 食用油脂製造業 | 30 密封包装食品製造業 |
| 10 食品の放射線照射業 | 20 みそ又はしょうゆ製造業 | 31 食品の小分け業 |
| | 21 酒類製造業 | 32 添加物製造業 |

堺市内で営業を行うには、大阪府が定めた施設基準を満たした施設をつくり、堺市保健所に営業許可申請を行い、営業許可を受けることが必要です。

営業開始後は、施設や設備が基準どおりに維持管理され、常に清潔に保ち、衛生的な食品の取扱いに努めて、より安全で安心な食品を提供することが必要です。

営業者は、食品衛生責任者を選任（設置）する必要があります。

申請から許可取得までの流れ

①相談

- ・各業種ごとに施設基準があります。
- ・工事を始める前に、簡単な平面図を用意して保健所に相談してください。

②申請

- ・書類審査：営業内容及び図面による設備確認、食品衛生責任者の選任など、申請内容を確認します。
- ・遅くとも、営業を始める2週間前までに保健所へ申請してください。
- ・申請時に手数料を納付していただきます。
- ・支障がなければ、現場検査の日程を確定します。

営業許可を取得できるまでは一定期間が必要です。オープンまでに余裕をもって申請をお願いします。

③検査

- ・現場検査：施設基準に適合しているか確認します。
- ・適合していない場合は、許可できません。（改善指導を行います。）

④許可

- ・書類審査、現場検査に合格した場合は、許可期限、許可条件を付して許可されます。

⑤交付

- ・許可証は、保健所窓口又は郵送で交付します。
- ・営業中は、店頭の見やすい場所に営業許可証を掲示してください。

1

事前準備・相談

- ◆施設の工事着工前に設計図等をお持ちになり、事前にご相談ください。
(メールでのご相談も受け付けています。)
- ◆施設ごとに食品衛生責任者を選任しなければなりません。
- ◆井戸水等の水道水以外の水を使用する場合は、水質検査が必要です。

2

申請

- ◆次の書類等をそろえて営業開始予定の2週間前までに、堺市保健所へ申請してください。
 - 営業許可申請書・・・1部 (控えが必要な場合は2部)
 - 施設の構造及び設備を示す図面・付近の見取図・・・2部
 - 食品衛生責任者の資格を証するもの (コピー可)
 - ※ 資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会の受講が必要です。
受講申込は、p 4 に記載の (公社) 大阪食品衛生協会までお問合せください。
 - 法人の場合は、登記事項証明書 (コピー可)
 - 井戸水等使用の場合は、水質検査成績書 (26 項目)
 - 申請手数料 (申請書受理後は返金できません)

※その他、営業する内容によって必要な書類があります。

- ◆申請書類等は右の二次元コードの各掲載場所からダウンロードができます。

堺市ホームページ
申請書等掲載場所



3

検査

- ◆設備不備で施設基準に適合していなければ、再検査となります。
- ◆現場検査当日は、電気、ガス、水道が開通している状態にしてください。

4

許可

- ◆書類審査、現場検査に合格した場合は、許可期限、許可条件を付して許可されます。

5

許可証の交付

- ◆許可証は交付まで1週間～10日程度かかります。

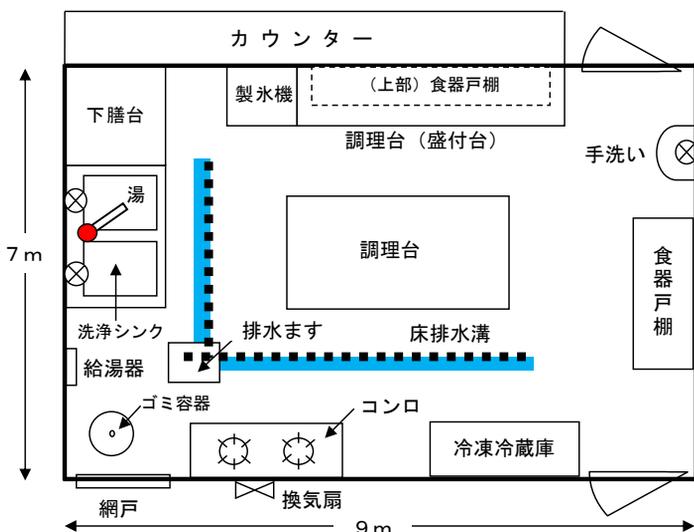
※営業開始後は、自ら作成した衛生管理計画に基づき、衛生管理に努めて、安全な食品を提供してください。

※営業許可には期限があります。
許可期限満了後も引き続き営業する場合は、期限満了前に許可更新の手続きを行う必要があります。

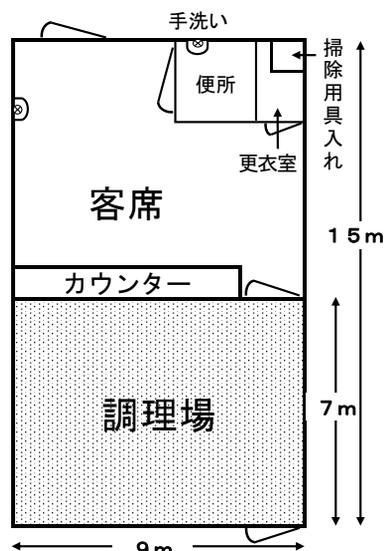
主な施設基準について（図面例）

お店の施設設備の確認にご利用ください。

【調理場の平面図（例）】



【施設全体の平面図（例）】



申請前の自己チェック表 【各業種共通】

洗浄設備

- 使用目的に応じた大きさの洗浄設備が必要な数ある（器具用、食品用、下処理用など）
- 器具類の洗浄消毒のための、給湯その他の設備等がある

給水設備

- 水道水である ※水道水以外を使用する場合は、水質検査が必要

手洗い設備

- 調理場内に手洗い設備がある
- ※水栓は、再汚染防止できる構造が必要（自動式、足踏み式、レバー式等）



食品等保管設備

- 食品等の種類に応じて、汚染の防止できる食品保管庫などの保管設備がある
- 冷凍・冷蔵庫がある ※温度計が必要

調理場の区画

- 調理場は営業専用である（自宅の台所との兼用は不可）
- 作業区分に応じた区画がされている

調理場の構造、床面・内壁の構造、排水設備

- ネズミ及び昆虫の侵入を防止できる設備がある
- 十分な換気、照明設備がある
- 床面、内壁及び天井は、清掃しやすい材質、構造である
- （床面及び内壁の清掃に水を流す場合）床面、内壁（腰張り）は、不浸透性の材質で、床面には十分な機能を有する排水溝がある

トイレ、更衣場所

- 便所には、専用の手洗い設備がある ※共用トイレ可
- 更衣場所がある
- 清掃用具を備えている

その他、営業の種類によって、追加で必要となる施設基準もあります。
また、取扱食品や営業形態に合わせて必要な設備があれば、適宜設けてください。

営業者に義務付けられる事項

1. 食品衛生責任者の設置

営業者は、施設の衛生管理にあたって中心的な役割を担う者として、食品衛生責任者を設置することが必要となります。

《食品衛生責任者になるための資格要件（下記1～3のいずれかの資格が必要です）》

- 1 食品衛生監視員又は食品衛生管理者の資格要件を満たす者
 - 2 調理師、製菓衛生師、栄養士、船舶料理士、食鳥処理衛生管理者、と畜場法に規定する衛生管理責任者若しくは作業衛生責任者
 - 3 食品衛生責任者養成講習会の修了者
- ※食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、食品衛生責任者養成講習会を受講してください。

(公社)大阪食品衛生協会ホームページ



受講を希望される方は、(公社)大阪食品衛生協会ホームページをご覧くださいか、
電話：06-6227-5390にお問合せください。

URL <http://www.ofha.or.jp/enterprise/sekininsya.html>

2. HACCPに沿った衛生管理の実施

法改正により、HACCPに沿った衛生管理が義務化されました。

HACCPに沿った衛生管理には、

【① HACCPに基づく衛生管理】と【② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理】があり、多くの事業者が②の対象となります。

【② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理】の内容について

業界団体が作成した手引書(※)に基づき、衛生管理計画を作成したうえで、毎日の衛生管理の実施や記録の作成・保存を行うことが必要となります。

※手引書は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚労省HP「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」



右の二次元コード又は

問合せ先一覧

◆食品衛生責任者養成講習会について

(公社)大阪食品衛生協会 06-6227-5390 大阪府中央区伏見町2-4-6 大阪薬業クラブ5階

◆調理師試験(調理師免許)・製菓衛生師試験(製菓衛生師免許)について

関西広域連合 06-4803-5669 大阪府北区中之島5-3-5 1 大阪府立国際会議場1 1階

◆堺市各種様式のダウンロード

各種申請書様式や届出様式は、堺市ホームページや右の二次元コードの各掲載場所からダウンロードができます。

・堺市ホームページ(トップページ) <https://www.city.sakai.lg.jp/>



堺市ホームページ
申請書等掲載場所

堺市保健所 食品衛生課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 堺市役所本館6階

電話番号：072-222-9925 FAX：072-222-1406

メールアドレス：shokuei@city.sakai.lg.jp

(令和4年4月改定)